

愛知万博アセスをふりかえる

傘木宏夫（NPO地域づくり工房代表理事）

はじめに

①環境アセスメントについて

※技術面（科学的調査）と社会面（情報交流）の取り組みにより、環境への影響を見積もり、評価し、環境への配慮を事業に反映させるための手続き。

②開催地決定のタイミングと環境アセスの始動

※愛知万博では1997年6月に開催地決定を受け、翌98年3月に「博覧会アセス要綱」が主務官庁（通産省・当時）より通知された。

③「2025年国際博覧会検討会報告書」（2017年4月）での位置付け

※「博覧会会場の整備に向けて、環境アセスメント制度に則り、必要に応じて、手続や調査・予測・評価を行っていく。」（p33）

1. 愛・地球博における環境アセスメント（愛知万博アセス）の特徴

- ①スパイラルアセス（計画の二転三転への対応で複雑な手続き）
- ②環境影響評価法（1997年6月公布）の先取りとして実施
- ③意思決定を含む市民参加
- ④ドキュメンテーションの工夫

2. 愛知万博アセスの概要

（1）プロセス

- ①基本理念「人と自然の共生」（21世紀万国博覧会基本構想策定委員会、1992年）
- ②会場候補地の選定（540ha、2,500万人の来場見込み）
※新住宅市街地開発事業、都市計画道路「名古屋瀬戸道路」とリンク（万博跡地利用は名目で、実態は住宅地造成を先行し6ヶ月間だけ万博に利用する計画）
- ③事前段階での検討
1995年6月 愛知県「21世紀万国博覧会基本構想に係る環境影響と配慮事項について」（この時点では県要綱に基づくアセスを想定していた）
6月 愛知県万博誘致対策局「瀬戸市南東部地区環境影響調査（公害の防止・自然保護）」（オオタカはいないから調査しない）
8月 通産省「国際博覧会予備調査検討委員会」設置
12月 環境影響評価の実施を閣議決定
1997年10月 通産省「国際博覧会環境影響評価手法検討委員会」設置

④環境アセスの手続き（図1）

- 1998年3月 「万博環境影響評価要綱」の通知
- 4月 「実施計画書」公告（いわゆる方法書）
- 1999年2月 「実施計画書に係る住民意見の概要及び協会の見解」公表
- 2月 「準備書」公告
- 万博・瀬戸道路・新住宅開発の環境影響評価に係る統一資料
- 11月 「評価書」公告
- 2000年10月 「検討状況報告書」（改定方法書に相当）
- 10月 「愛知県青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」
- 2001年2月 「検討状況報告書についての意見の概要及び当該意見についての見解」
- 12月 「環境影響評価の進め方について」
- 2002年3月 「修正評価書案」告示
- 5月 「修正評価書案への意見と見解」
- 6月 「修正評価書案に対する環境大臣、経済産業大臣の意見」
- 6月 「評価書」
- 2003年1月 「追跡調査の手法について（その1）」
- 3月 「追跡調査（予測・評価）報告書（その1）」
- 7月 「追跡調査の手法について（その2）」
- 9月 「追跡調査（予測・評価）報告書（その2）」
- 2004年3月 「追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成14年度）」
- 2005年5月 「追跡調査（その5）会期終了後の工事に伴う環境影響調査」

（2）万博アセスを特徴づけたもの

①万博アセス要綱の理念

1. 環境影響評価法の趣旨を先取りするモデルを示す。
2. 博覧会理念「人と自然の共生」の実現に資する環境影響評価をめざす。
3. 会場計画と連動した環境影響評価を導入する。
4. 長期的な地域整備事業の環境影響評価との連携を図る。
5. 幅広い意見聴取を行う。

②計画の二転三転（図2）

*オオタカの発見：日本野鳥の会（1998年5月）、万博協会（1999年5月）

→会場計画は2つの会場に分散される。

*BIE（国際博覧会協会）の警告「環境万博といいながら森をつぶし、跡地を住宅にするような計画は20世紀型の土地開発」

→知事発表（2000年3月8日）：新住宅開発計画と道路計画を断念

（3）万博検討会議

①6者合意（2000年4月28日）

*地元団体ではなく、全国3団体（日本野鳥の会、日本自然保護協会、世界自然保護基金）に話を持ち掛けて、万博協会、愛知県、通産省の6者で設置を合意。

*合意内容（7項目）

1. 名称は「愛知万博検討会議（海上地区を中心として）とし、市民参加による合意形成を図るものとする。
2. 委員については、地元関係者、自然保護団体、有機者等のバランスに配慮しつつ、愛知万博のあり方に対する明確なビジョンをもった人を選ぶ。博覧会協会は事務局を務める。
3. 会議の場を万博のプロセスにきちんと位置付け、段階的に合意形成を図る。
4. 第1段階の議論の重点は博覧会における海上地区の位置付けにおく。ただし、議論の対象範囲は、青少年公園等他の地区についてや博覧会の内容、海上の森の保全・活用に関する考え方にも及ぶものとする。
5. 会議においては、情報の共有を図りつつ、複数の案について比較検討を行う。
6. 会議の場及び配布資料は公開とする。この他広く意見を聞くなどコンセンサスの形成を図る。
7. 早期の登録をめざしつつ、徹底した議論を行う。なお、この合意事項の実施にあたっては、地元の理解を得るよう周知等に努めるものとする。

②検討会議の特色

- *推進派と反対派のバランス配慮
- *委員長選挙
- *「海上の森」での妥協（青少年公園会場は議論されず）

③検討会議の評価

- *「市民参加に汎用マニュアルはない」（島津）→プロセスに意義
- *検討会議結論に対するアンケート結果(朝日新聞名古屋版 2000年9月21日付)

・(三択より) 評価する	合意形成ができたから	7%
	環境が守られたから	47%
	協議の過程が公表されたから	13%
・(同) 評価しない	会場が小さくなりすぎ	5%
	環境が守られないから	7%
	地元の負担が多すぎ	6%
- *「第三者審査」としての機能
 - ・外部審査のない法アセスに対する補完
 - ・法アセスの消極的参加（意見を述べる）から踏み込んだ意思決定への参加

(4) 技術面の先取性

①シデコブシでのDNA分析と地質・水文環境調査との総合評価（表1）

- *代替措置（移植）が必要になる場合に備えての基礎調査
- *結果的には会場変更により代替措置が必要なくなり、評価書からは削除

②触れ合い活動の場の評価（表2）

- *環境診断マップ手法（実際に訪れた人たちに歩いて感想を書き込んでもらう）
- *事業予定地内部での問題を扱った点が画期的

③感度解析

＊沿道でのアクセス交通量と走行速度の変動に伴う変化（図 3）

＊会場内での排水処理能力が変わった場合の放流下水の流量と水質の変化（図 4）

④総合評価（表 3）

＊結果として、計画の二転三転により、複数の計画案を評価することとなった。

＊時系列評価という形で計画案の変更に伴う影響の比較が行われた。

（5）市民に引き継がれた愛知万博アセスのレガシー

①「特定非営利活動法人 海上の森の会」設立（2004 年 12 月）

＊「里山学びと交流の森検討会」（愛知県が万博検討会議の後継組織）の提案

②県民参加の条例と計画づくり

＊あいち海上の森条例（2006 年 3 月）

→「海上の森保全活用計画」（2007 年 3 月、2016 年改定）

③拠点整備

＊あいち海上の森センター本館（2006 年 9 月）

＊愛知県とボランティア団体「海上古民家再生プロジェクト実行委員会」の協働

による里山サテライト「かたりべの家」（2005 年 3 月）の整備

④その他

＊「あいち生物多様性戦略 2020」などへの波及

＊瀬戸市「瀬戸環境塾」など

（6）愛知万博アセスを生み出した背景

①藤前干潟アセスの経験（1996 年手続開始、1999 年 1 月断念）

②名古屋市や愛知県の条例アセスの先駆性

③環境基本法（1993 年）

4. 大阪万博への示唆

（1）法改定作業中での大阪万博アセス

①法アセス 20 年（戦略段階へのアプローチ、意見交流の拡充など）

②SDGs 中での法改定（環境社会配慮や持続可能性評価へのアプローチ）

③大阪府条例・市条例の先駆性

（2）大阪万博の基本理念が求めるアセスのコンセプト

①基本テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」

②大阪万博がめざす社会

・SDGs が達成される社会

・Society5.0（超スマート社会）の実現（ICT 活用など）

（3）湾岸整備の方向性

①ベイエリア開発の経験

②環境再生に向けた蓄積

以上